

議案第18号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日

高根沢町長 加藤公博

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）を変更するため、協議しようとするものです。

2 協議内容

規約別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

3 規約の施行日 令和6年12月2日

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付○<u>資格確認書等</u>の引渡し○<u>資格確認書等</u>の返還の受付○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し○保険料に関する申請の受付○上記事務に付随する事務	<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し○<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し○保険料に関する申請の受付○上記事務に付随する事務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。